

徴収免除申請書 記入上の注意

申請手続きは、研究所係担当者から交付される「留学許可書」に基づき行います。申請先は、事務局学生係です。

留学生を対象にした研修会等で事前の説明を行いますので、よく聞いて申請してください。不明な点は事務局学生係の担当に御相談ください。

徴収免除申請書を記入する際は、以下に注意すること。

1. 申請日は、留学許可日より前の日付は不可
2. 保証人は、本人自筆のこと
※申請者の代筆不可
3. 「1 申請の内容」の「前期」または「後期」の文字を二重取消線により抹消すること。
4. 留学先及び留学期間は、「留学許可書」に記されているとおり記入すること。